

■【トピックス】 パワーバランス！



ウクライナ情勢や中国の信用不安などが要因で為替と株価が不安定な動きをしています。ウクライナ情勢にしても中国経済にしても短期的な解決は見込めませんね。

この間、ロシアの政治的な強さが際立っています。

シリアの内戦問題からアメリカの弱さが目立つようになりました。覇権国家アメリカの力が相対的に弱まっているように感じます。今は世界のパワーバランスの変わり目にあるかもしれませんね。

■【ビジネス・アイ】 領収書の印紙税！

社長 「4月から領収書に貼る収入印紙が変わるみたいだね」

花野 「はい、4月1日からは、これまで3万円を超えて金銭を受け取った時に発行していた領収書に貼っていた収入印紙ですが、これが5万円を超える場合まで引き上げられました」

社長 「3万円から5万円ということは、それだけ減税になるということだね」

花野 「そうですね」

社長 「4月からは消費税も上がるけど、収入印紙を貼るかどうかの判断は、消費税込の金額で判断することになるのかなあ？」

花野 「領収書に消費税の金額が区分して記載してあれば、消費税抜きで金額で判断することになります。逆にいうと区分していないと税込の金額で判断することになります」

社長 「そうなんだ。細かいことだけど従業員に徹底するようにするよ。塵も積もれば山となるという諺もあるからね」

花野 「そうですね」

社長 「ところでクレジット・カードでの支払いで領収書を発行する場合も収入印紙を貼る必要があるのかなあ？」

花野 「クレジット・カードの支払いで領収書を求められた場合は、金銭の受領はしていませんから、クレジット払いであることを領収書に明記していれば収入印紙は貼らなくてもOKですよ」

■【今月のキーワード】

領収書

金銭の受取書のことを一般に領収書と呼びます。印紙税法では名称が「領収書」「領収証」「受取書」「レシート」など、いずれあっても印紙税の対象とされます。

また、請求書や納品書であっても金銭の受領を証明するために「代済」「相済」「了」などと記入があるものも領収書として扱われます。

なお、消費税額等が区分記載されている場合には、その金額は領収書の受取金額には含めないこととされています。

■【今月の1冊】

『表彰制度』

太田 肇 日本表彰研究所 著
東洋経済新報社 ¥1600

安倍政権はアベノミクスを成功させるべく大手企業に賃上げを要請しています。金銭報酬は社員のモチベーションを上げる一つの手段です。

しかし、金銭による報酬には限界があります。金銭以外の報酬としては「承認」があります。具体的にはこの本で紹介されている表彰制度もその一つです。この本では30近くの実例が紹介されており参考になります。



■【編集後記】

厳しかった冬も終わり春ですね。春といえば花粉です。花粉症ですが今年は軽く済んでいます。なんとかこのまま薬に頼らずに切り抜きたいと思っています。花粉以外に名古屋でもPM2.5の注意報が出ていますのでマスクは必需品ですね。

『経営のセカンド・オピニオン』vol. 85（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2014.4.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルエムビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>